

別紙1 年間を見通したいじめ防止指導計画について(令和7年4月見直し)

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

	項 目	時 期	
いじめ防止のため の措置	児童が主体となった活動	○異学年交流の実施	通年
		○学級活動などでの話し合い活動の実施	学級活動年間指導計画による
		○縦割り班清掃活動の実施	通年
	教職員が主体となった活動	○一人一人の実態に応じたわかる授業の展開	通年
		○校内の授業研修会の実施	職員研修計画による
		○教育相談週間の設定	6月 11月
		○教科や学級活動等を中心にした道徳教育や情報モラル教育の時間設定	通年
		○PTA 総会での学校の方針説明	4月
		○参観日の学級懇談及び個別面談における話題提供と話し合い	6月 11月 2月
	いじめの早期発見の措置	○「児童の発する具体的なサイン」の共通理解と情報共有	通年
○教育相談月間の設定		6月 11月	
○生徒指導委員会での情報の共有		毎週末	
○学校独自のアンケートの実施		毎月末	
○進級時の情報の確実な引継ぎ		学年末	
○過去のいじめ事例の蓄積 (記録簿の相互閲覧)		通年	